

監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」

2025年 7 月 17日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書720 その他の記載内容に関連する監査人の責任 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2025年 7 月 17日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 一 倫理規則（2022年 7 月25日変更）	監査基準報告書720 その他の記載内容に関連する監査人の責任 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2023年 1 月 12日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 一 倫理規則（2022年 7 月25日変更）

新	旧
(修正箇所：第 4 項及びA38項) － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） (上記以外の修正箇所) ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） (修正箇所：第 4 項) － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） (修正箇所：上記以外の修正箇所) ・ 本報告書（2025年 7 月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正） 《付録 1 その他の記載内容に含まれる可能性がある数値又は数値以外の項目の例》（第 13 項及び A8 項参照） (省 略) 《付録 2 その他の記載内容に関する監査報告書の文例》（第 20 項、第 21 項及び A52 項参照） (省 略) 《文例 1》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない場合における、無限定適正意見の監査報告書 (省 略) 独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] <財務諸表監査>（注 1） (省 略) 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行	(修正箇所：第 4 項及びA38項) － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） (上記以外の修正箇所) ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） (修正箇所：第 4 項) － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） (修正箇所：上記以外の修正箇所) 《付録 1 その他の記載内容に含まれる可能性がある数値又は数値以外の項目の例》（第 13 項及び A8 項参照） (省 略) 《付録 2 その他の記載内容に関する監査報告書の文例》（第 20 項、第 21 項及び A52 項参照） (省 略) 《文例 1》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない場合における、無限定適正意見の監査報告書 (省 略) 独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] <財務諸表監査>（注 1） (省 略) 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行

新	旧
った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている<u>(注3)</u>。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査上の主要な検討事項（注4） （省 略） その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称（注5）]に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。 （省 略） （省 略） <u>（注3）社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、「当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。</u> （注4） 監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 （注5） 対象となる報告書の名称を具体的に記載する。	った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査上の主要な検討事項（注3） （省 略） その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称（注4）]に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。 （省 略） （省 略） （新 設） （注3） 監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 （注4） 対象となる報告書の名称を具体的に記載する。

新	旧
《文例２》監査人が監査報告書日以前にその他の記載内容の一部を入手し、当該その他の記載内容に関して重要な誤りを識別しておらず、また監査報告書日より後にそれ以外のその他の記載内容を入力する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 (省 略)	《文例２》監査人が監査報告書日以前にその他の記載内容の一部を入手し、当該その他の記載内容に関して重要な誤りを識別しておらず、また監査報告書日より後にそれ以外のその他の記載内容を入力する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 (省 略)
独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] <財務諸表監査>（注１） (省 略) 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。<u>（注３）</u>。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略) その他の記載内容 その他の記載内容は、この監査報告書の日付以前に当監査法人が入手した[対象となる報告書の名称（注<u>４</u>）]（ただし、財務諸表及びその監査報告書を除く。）及びこの監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが予定される[対象となる報告書の名称（注<u>４</u>）]から構成される。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。また、表明する予定もない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違	独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] <財務諸表監査>（注１） (省 略) 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略) その他の記載内容 その他の記載内容は、この監査報告書の日付以前に当監査法人が入手した[対象となる報告書の名称（注<u>３</u>）]（ただし、財務諸表及びその監査報告書を除く。）及びこの監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが予定される[対象となる報告書の名称（注<u>３</u>）]から構成される。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。また、表明する予定もない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違

新		旧	
があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、この監査報告書の日付以前に入手したその他の記載内容に対して実施した作業に基づき、当該その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 当該その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。 [当監査法人は、[この監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが想定される対象となる報告書の名称（注4）]を通読し、重要な誤りがあると判断した場合、当該事項を監査役等に報告し、また、[法令で別途定められている措置がある場合は、それを記載する。]することが求められている。]（注5） （省 略）		があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、この監査報告書の日付以前に入手したその他の記載内容に対して実施した作業に基づき、当該その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 当該その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。 [当監査法人は、[この監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが想定される対象となる報告書の名称（注3）]を通読し、重要な誤りがあると判断した場合、当該事項を監査役等に報告し、また、[法令で別途定められている措置がある場合は、それを記載する。]することが求められている。]（注4） （省 略）	
（省 略） （注3）社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、「当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。 （注4）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 （注5）監査報告書日より後に入手したその他の記載内容に関して、監査人が未修正の重要な誤りを識別し、その対応として特定の措置を講じる法的義務がある場合に、本記載を行うことが有用であれば、記載することができる。 《文例3》監査人は監査報告書日より前にその他の記載内容を入手していないが、監査報告書日より後にその他の記載内容を入手する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 （省 略）		（省 略） （新 設） （注3）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 （注4）監査報告書日より後に入手したその他の記載内容に関して、監査人が未修正の重要な誤りを識別し、その対応として特定の措置を講じる法的義務がある場合に、本記載を行うことが有用であれば、記載することができる。 《文例3》監査人は監査報告書日より前にその他の記載内容を入手していないが、監査報告書日より後にその他の記載内容を入手する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 （省 略）	
独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]		独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]	

新	旧
＜財務諸表監査＞（注1） （省 略） 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注3）。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査上の主要な検討事項 （省 略） その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称（注4）]に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報から構成される。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが予定されている。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 [[対象となる報告書の名称（注4）]を通読し、重要な誤りがあると判断した場合、当監査法人は、当該事項を監査役等に報告し、また、[法令で別途定められている措置がある場合は、それを記載する。]することが求められている。]（注5） （省 略） （省 略） <u>（注3）社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、「当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。</u> （注4）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。	＜財務諸表監査＞（注1） （省 略） 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査上の主要な検討事項 （省 略） その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称（注3）]に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報から構成される。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが予定されている。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 [[対象となる報告書の名称（注3）]を通読し、重要な誤りがあると判断した場合、当監査法人は、当該事項を監査役等に報告し、また、[法令で別途定められている措置がある場合は、それを記載する。]することが求められている。]（注4） （省 略） （省 略） （新 設） （注3）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。

新	旧
(注⁵) 監査報告書日より後に入手したその他の記載内容に関して、監査人が未修正の重要な誤りを識別し、その対応として特定の措置を講じる法的義務がある場合に、本記載を行うことが有用であれば、記載することができる。 《文例 4》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入力し、またその他の記載内容に関して重要な誤りが存在すると結論付けた場合における、無限定適正意見の監査報告書 (省 略)	(注⁴) 監査報告書日より後に入手したその他の記載内容に関して、監査人が未修正の重要な誤りを識別し、その対応として特定の措置を講じる法的義務がある場合に、本記載を行うことが有用であれば、記載することができる。 《文例 4》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入力し、またその他の記載内容に関して重要な誤りが存在すると結論付けた場合における、無限定適正意見の監査報告書 (省 略)
独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] (省 略) 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。<u>(注 2)</u>。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称 (注³)]に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。	独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名] (省 略) 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称 (注²)]に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

新		旧	
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 以下に記載のとおり、当監査法人は、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断している。 [その他の記載内容の重要な誤りの記述] 監査上の主要な検討事項（注4） 監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。 [監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載] (省 略)		当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 以下に記載のとおり、当監査法人は、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断している。 [その他の記載内容の重要な誤りの記述] 監査上の主要な検討事項（注3） 監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。 [監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載] (省 略)	
(省 略) <u>(注2) 社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、「当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。</u> (注3) 対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 (注4) 監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 《文例5》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する場合における、限定付適正意見の監査報告書 (省 略)		(省 略) (新 設) (注2) 対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 (注3) 監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 《文例5》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する場合における、限定付適正意見の監査報告書 (省 略)	
独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]		独立監査人の監査報告書 [宛先] [監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]	

新	旧
(省 略) 限定付適正意見の根拠 会社は、当連結会計年度中にXYZ社の株式を取得し、在外関連会社として当該会社の投資に対し持分法を適用している。XYZ社に対する投資は、×年×月×日現在の連結貸借対照表上XXXで計上され、XYZ社の当期純利益のうち会社の持分相当額であるXXXが、同日に終了した連結会計年度の会社の当期純利益に含まれている。当監査法人は、XYZ社の財務情報を入手することができず、また、XYZ社の経営者及び監査人とのコミュニケーションが認められなかったため、XYZ社に対する×年×月×日現在の会社の持分法による投資簿価及び同日に終了した連結会計年度の当期純利益のうち関連する持分法投資利益について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は・・・・・・・・である（注5）。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている（注2）。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称（注3）]に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、XYZ社に対する×年×月×日現在の会社の持分法による投資簿価及び同日に終了した連結会計年度の当期純利益のうち関連する持分法	(省 略) 限定付適正意見の根拠 会社は、当連結会計年度中にXYZ社の株式を取得し、在外関連会社として当該会社の投資に対し持分法を適用している。XYZ社に対する投資は、×年×月×日現在の連結貸借対照表上XXXで計上され、XYZ社の当期純利益のうち会社の持分相当額であるXXXが、同日に終了した連結会計年度の会社の当期純利益に含まれている。当監査法人は、XYZ社の財務情報を入手することができず、また、XYZ社の経営者及び監査人とのコミュニケーションが認められなかったため、XYZ社に対する×年×月×日現在の会社の持分法による投資簿価及び同日に終了した連結会計年度の当期純利益のうち関連する持分法投資利益について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は・・・・・・・・である（注4）。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称（注2）]に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、XYZ社に対する×年×月×日現在の会社の持分法による投資簿価及び同日に終了した連結会計年度の当期純利益のうち関連する持分法

新	旧
投資利益について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。 したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。 監査上の主要な検討事項（注4） 監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。 〔監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載〕 （省 略）	投資利益について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。 したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。 監査上の主要な検討事項（注3） 監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。 〔監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載〕 （省 略）
（省 略） （注2）社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、「当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。 （注3）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 （注4）監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 （注5）「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1－6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。 《文例6》監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表に対する不適正意見がその他の記載内容にも影響する場合における、企業の不適正意見の監査報告書 （省 略）	（省 略） （新 設） （注2）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 （注3）監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 （注4）「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1－6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。 《文例6》監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表に対する不適正意見がその他の記載内容にも影響する場合における、企業の不適正意見の監査報告書 （省 略）

新		旧	
独立監査人の監査報告書		独立監査人の監査報告書	
[宛先]		[宛先]	
[監査報告書の日付]		[監査報告書の日付]	
[〇〇監査法人]		[〇〇監査法人]	
[事業所名]		[事業所名]	
[監査人の氏名]		[監査人の氏名]	
(省 略)		(省 略)	
不適正意見の根拠		不適正意見の根拠	
注記Xに記載されているとおり、会社は、当連結会計年度にXX社の支配を獲得したが、XX社が保有する重要な資産及び負債の一部の取得日における公正価値を確定することができないことを理由に、子会社XX社を連結の範囲に含めていない。そのため、当該投資は連結貸借対照表上、取得原価により計上されているが、[適用される財務報告の枠組み(注1)]に従えば、会社は当該子会社を連結し、また、暫定金額に基づいて当該取得を会計処理しなければならない。XX社を連結の範囲に含めた場合、連結財務諸表上、多岐にわたり重要な影響を及ぼすため、XX社を連結の範囲に含めなかったことによる影響金額を算定できなかった。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている(注2)。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		注記Xに記載されているとおり、会社は、当連結会計年度にXX社の支配を獲得したが、XX社が保有する重要な資産及び負債の一部の取得日における公正価値を確定することができないことを理由に、子会社XX社を連結の範囲に含めていない。そのため、当該投資は連結貸借対照表上、取得原価により計上されているが、[適用される財務報告の枠組み(注1)]に従えば、会社は当該子会社を連結し、また、暫定金額に基づいて当該取得を会計処理しなければならない。XX社を連結の範囲に含めた場合、連結財務諸表上、多岐にわたり重要な影響を及ぼすため、XX社を連結の範囲に含めなかったことによる影響金額を算定できなかった。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
その他の記載内容		その他の記載内容	
その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称(注3)]に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重		その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称(注2)]に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重	

新	旧
要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、会社及び連結子会社はXX社を連結し、取得に関する会計処理を暫定の金額に基づいて行う必要があった。 当監査法人は、同様の理由から、〔対象となる報告書の名称（注3）〕に含まれるXX社を連結しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。 監査上の主要な検討事項（注4） 監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「不適正意見の根拠」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。 〔監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載〕 （省 略）	に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、会社及び連結子会社はXX社を連結し、取得に関する会計処理を暫定の金額に基づいて行う必要があった。 当監査法人は、同様の理由から、〔対象となる報告書の名称（注2）〕に含まれるXX社を連結しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。 監査上の主要な検討事項（注3） 監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「不適正意見の根拠」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。 〔監査基準報告書701に従った監査上の主要な検討事項の記載〕 （省 略） （省 略） （新 設）
（注2）社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、「当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。 （注3）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 （注4）監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 （省 略） 以 上	（注2）対象となる報告書の名称を具体的に記載する。 （注3）監査上の主要な検討事項の区分は、法令により求められる場合又は任意で記載する場合にのみ要求される。 （省 略） 以 上 以 上